

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

9 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	池島枝管(日和橋水管橋)600m m配水管漏水修繕工事(その2)	鋼管工事	港区海岸通3丁 目	ヤマトガワ(株) 代表 取締役 藤本 高之	¥8,748,000	平成30年9月28日	地方公営企業法施行令第21 条の14第1項第5号	K8	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

池島枝管(日和橋水管橋)600mm 配水管漏水修繕工事(その2)

2 契約の相手方

ヤマトガワ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、港区海岸通3丁目5番の三十間堀川に架かる、池島枝管(日和橋水管橋)600mm(鋼管)の漏水修繕工事を行うものです。

今回の漏水は平成30年9月7日に通報があり、現地調査を行ったところ、日和橋に並行して設置されている池島枝管600mmから漏水していることが確認されました。

漏水した水は橋梁下の護岸へ流出しており、市民等への影響はないものの漏水による第三者(護岸管理者や往来船舶等)への影響を懸念し緊急断水を実施しました。

本来であれば修繕工事として一般競争入札に付することが適当ですが、当該幹線は港区沿岸部へ供給している基幹管路の一つであり、別の配水幹線にて同様の漏水事故が発生した場合、安定供給が損なわれる恐れがあるため、一刻も早く復旧する必要があります。

これらの状況から、修繕工事の実施には期間を設けて入札に付すいとまはなく、「急施工事等の範囲及び契約事務取扱要綱(昭和39年9月28日局長決)」の「1(1)鉄管破裂、漏水事故その他給水の確保のため必要とするもの」に該当すると判断し、急施工事として施行します。

本工事の業者選定については、「緊急性を要する鋼管の漏水修繕工事を行う場合の業者選定要領」(H27.3.31配水課長決)に基づき、過去15年で当局発注の鋼管漏水修繕工事の施工実績があるもの(8者)に問い合わせを行い、1者から施工可能との回答を得たため、上記要領の第3項3号により上記業者を選定します。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

5 担当部署

水道局工務部配水課(電話番号06-6616-5574)